

江川水系河川整備基本方針

平成14年9月

長 崎 県

江川水系河川整備基本方針

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 -----	1
(1) 江川流域の概要 -----	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 -----	3
1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 -----	3
2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに 河川環境の整備と保全に関する事項 -----	3
3) 河川の維持管理に関する事項 -----	3
2 . 河川の整備の基本となるべき事項 -----	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 -----	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 -----	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に 関する事項 -----	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に 関する事項 -----	5

< 参考図 >

江川水系流域概要図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 江川流域の概要

江川は、長崎県西彼杵郡野母崎町に位置する流域面積約 2.9 km²、流路延長約 1.7 km の二級河川です。その源を殿隠山(標高 265.6 m)に発し、中流部で山川川や大野川を合わせ、また河口付近で猪頭川と合流して東シナ海に注いでいます。

流域の気候は、対馬海流の影響を受け温暖で、年平均気温は 17 程度、年平均降水量は 1,800 mm 程度です。降雨量は梅雨期、台風期に多く、過去の災害もこの時期に集中しています。

江川下流域は、山地の占める割合の多い野母崎町において数少ない平地が広がる地区で、古くから耕作地として開けてきました。河川沿いには住家が建ち並び、江川流域内の人口は、野母崎町全体の約 1 割にあたる約 1,100 人となっています。

流域内には、高浜遺跡や越地遺跡といった遺跡が存在しており、高浜遺跡では湿田を巡る一帯で弥生式土器片が、越地遺跡では畑地から石斧、凹石、石鍾が採集されています。また、山川川合流点付近にある正瑞寺には、町指定有形文化財に指定された地蔵銅像があり、これは、江戸時代初期(西暦 1674)の鑄銅像で、高さが 86.7cm もあり、このように大きなものは他になく近世仏像の中では貴重とされています。

河川沿いにある八幡神社では、9月になると「高浜 25 日祭り」と呼ばれる八幡神社大祭が催され、露店が並び、町内の力自慢が集まり宮角力で賑わいます。

流域近郊や周辺海岸線には、至るところに自然が創り出した景勝があり、砂浜や磯、亜熱帯樹など豊富な観光資源に恵まれています。なかでも江川の河口に隣接する高浜海水浴場は、「日本の渚・百選」にも選ばれており、町内のみならず長崎市からも多くの方が海水浴に訪れています。

江川の治水・利水・自然環境及び河川利用状況の概要は以下のとおりです。

治水の概要

江川では、局部的な災害復旧工事等を除いて、これまで河道の整備が行われておらず、川幅も狭いため、過去幾度となく洪水による氾濫が起っています。近年では昭和 57 年、62 年、平成 5 年に被害を受けていますが、そのなかでも昭和 62 年の洪水では、下流の水田地帯が一面にわたって冠水するとともに、川沿いの民家が床下まで浸かり、国道 499 号が一時不通になるなどの大きな被害を受けています。

このようなことから、江川では抜本的な治水対策が必要となっています。

利水の概要

江川は、野母崎町の水道用水および周辺の田畑約 3ha の農業用水の水源となっています。このうち水道用水については、集水区域が狭く十分な水量が流れていないこともあり、なかなか満足な取水ができていない状況です。また農業用水についても、湯水時には堰からの取水が満足にできず、水の確保に苦慮しています。

一方、野母崎町では、各地区で下水道の整備が進められていることなど、生活様式の向上によって水道用水に対する需要が増えていますが、平成 6 年湯水時には 10 月 18 日から翌年 4 月 28 日までの約 6 ヶ月間に渡り、近傍三和町^{さんわちやう}の水源池から 400m³/日の生活用水の補給を行うなど、水道用水の確保に苦慮しています。

このようなことから、既得農業用水や既得水道用水の安定的な取水、および需要の増加に伴う水道用水の新たな取水に対応できる水源の確保が望まれています。

自然環境及び河川利用状況

江川の上流域は比較的急峻な山地であり、その山間部を江川は蛇行や直進を繰り返しながら流下しています。河川周辺の山腹には自然植生であるマテバシイ、アラカシ群落の常緑広葉樹林が水際まで迫ってきており、そこはヒヨドリ、メジロ、エナガなどの鳥類の生息の場となっています。河道はコンクリート三面張りとなっており水量も少ないため、必ずしも魚の生育に適した状況であるとはいえませんが、コンクリートの河床にはカワニナなどが生息しています。

中流域は民家が建ち並んだ丘陵地で、その合間を江川は緩やかに蛇行しながら流下しています。両岸がブロック積で植生は乏しいですが、水辺にはミゾソバやススキ・ヨモギの群落が見られ、これらの植生が水に浸かる場所ではヌマエビが生息しています。また、下流域に近い大野川合流点付近においては川底の礫の間にクロヨシノボリが、比較的流れの緩やかな瀬にはボラ、ヒナハゼなどの魚類がみられます。また、川沿いの道路は周辺住民の生活道路や通学路として利用されています。

下流域は河川沿いに田園が広がった平地で、その中を江川は大きな湾曲を繰り返しながら河口へと流下しており、海に近い河口部左岸側の岩礁地帯には局所的にホソバワダン群落が見られます。満潮時には河口部付近で 2m 程度の水深が確保されるため、ボラやコトヒキなどの海産魚やケフサイソガニなどの汽水性の甲殻類が生息しています。干潮時には河口の干潟でシギ類がみられ、サギ類は水深の浅い場所や海岸の汀線をえさ場として利用しています。また、川沿いの木陰にベンチが置かれた場所もあり、散歩をする親子や昆虫を探す小学生の姿も見られます。

水質に関しては、公共用水域の類型指定を受けていませんが、平成 3 年と平成 13 年に高浜堰地点で観測した BOD の値は、0.5 ~ 2.0 mg / ℓ (平成 3 年)、1.1 ~ 1.2 mg / ℓ (平成 13 年) と、いずれも環境基準 A 類型相当 (2 mg / ℓ 以下) で概ね良好な水質であるといえます。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

長崎県では、長期総合計画の中で「地域を支え合う安全・安心な社会づくり」、「自然環境と人々が共生する社会づくり」を政策に掲げ、安全で快適な生活環境づくりをめざしています。

江川の整備においても、これらの基本理念に基づき、関連地域の社会、経済の発展に係わる諸計画（野母崎町総合計画等）との調整を図りながら、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていきます。

また、その際、地域へ種々の河川情報を提供するとともに、河川に対する要望の集約、河川の整備・保全に係る取り組みの促進・支援を行い、地域住民と連携した川づくりを行います。

1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

江川は、昭和57年・62年・平成5年などの水害を考慮し、計画規模の降雨により発生する流量を安全に流下させることのできる整備をめざします。

また、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水等に対しては、洪水による被害を最小化するために、関係機関と連携して警戒避難及び情報連絡体制の整備等のソフト対策を総合的に実施するとともに、ハザードマップ作成に向けた協力を行います。さらに、災害に強い地域づくりのため、土地利用計画との調整を行うなど、流域と一体となった取り組みを推進します。

2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項

河川水の利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、上流に建設する水資源開発施設により水資源を合理的に活用するとともに、地域住民や野母崎町等関係機関との緊密な連携のもと適正かつ合理的に水利用がなされるよう努めることにより、既得農業用水や水道用水および新たに要望されている水道水の安定的な取水を可能とし、かつ良好な水環境の保全に努めます。

また、河川環境の整備と保全に関しては、下流域の田園風景や中流域の河川沿いに建ち並ぶ民家と調和した河川空間の整備を行うとともに、江川が地域住民の散策路や憩いの場として利用されていることを踏まえた良好な河川空間の整備を行います。また、水辺に陰を落とす木立やエビやカニの生息の場となっている河岸の空隙など水辺環境の保全と再生に努めます。

3) 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行います。特に、当該地区が高浜海水浴場を中心とした行楽地であることや、河川沿いの道路が地域住民の散策路や生活道路としての利用が多いことに配慮し、良好な河川環境の維持に努めます。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、基準地点ゆのしも橋(大野川川合流点下流)において $80\text{m}^3/\text{s}$ と設定します。このうち、洪水調節施設により $10\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとし、河道への配分流量を基準地点において $70\text{m}^3/\text{s}$ とします。

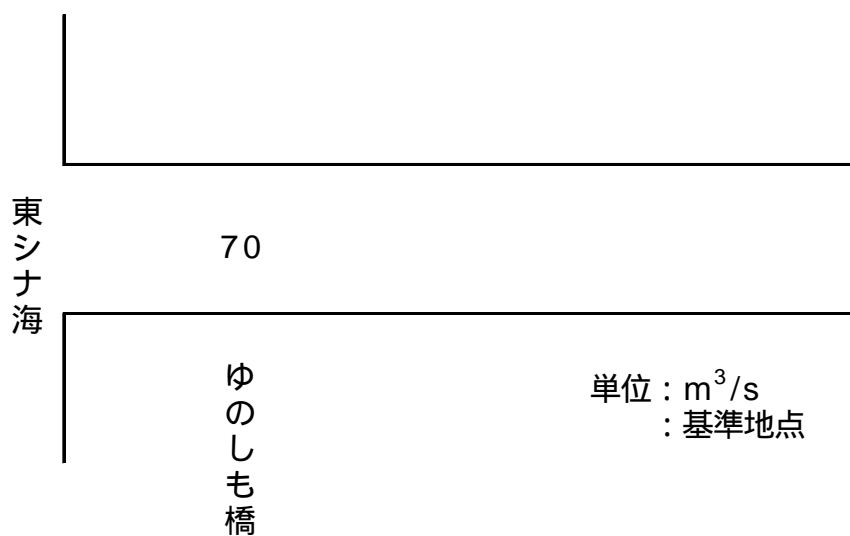
基本高水のピーク流量等一覧表

(単位: m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
江川	ゆのしも橋	80	10	70

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

江川における計画高水流量は、基準地点ゆのしも橋において $70\text{m}^3/\text{s}$ とします。



江川計画流量配分図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次表のとおりとします。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)	摘要
江川	ゆのしも橋	0.60	+ 3.57	20	基準地点

(注) T.P. : 東京湾中等潮位

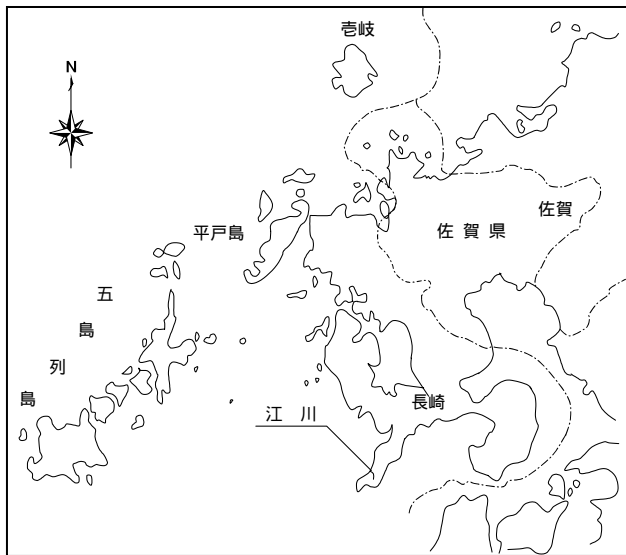
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

江川における水利用としては、水道用水として $0.0023 \text{ m}^3/\text{s}$ の慣行水利と、農業用水として約3haの水田に対する慣行水利があります。

高浜堰地点における昭和44年から平成11年までの算出流量は、平均濁水流量で約 $0.002 \text{ m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量で約 $0.005 \text{ m}^3/\text{s}$ です。

同地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護等を考慮して、かんがい(しろかき)期約 $0.016 \text{ m}^3/\text{s}$ 、かんがい(普通)期約 $0.010 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $0.004 \text{ m}^3/\text{s}$ とします。

なお、当該流量は、高浜堰地点上下流の水利用の変化にともない増減します。



凡 例	
-----	: 流域界
■	: 基準地点
↕↕	: 二級河川区域

江川水系流域概要図 (S=1:25,000)